

## 市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて

### 1 これまでの経過と今後の予定

| 時 期  | 内 容  |
|--|--|
| 平成 29 年 4 月 14 日<br>▼第 1 回審議会<br>【諮問】        | 市長から審議会に対して、市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて諮問。<br>当該補助金制度の望ましい見直しの方向性に向けて検討。<br>その結果、見直しの方向性（案）に対する否定的意見はなかったため、第 2 回審議会に向けて、具体的実施（案）について事務局で再検討することとなる。 |
| 平成 29 年 8 月 5 日<br>▼第 2 回審議会                 | 第 1 回の委員意見を踏まえた制度体系（案）の検討。   |
| 平成 30 年 2 月<br>▼第 3 回審議会                     | 第 2 回に事務局が提示した制度体系（案）及び運用方法の検討。  |
| 平成 30 年 5 月<br>▼平成 30 年度<br>第 1 回審議会<br>【答申】 | 答申（案）の検討。  |

※平成 31 年度事業（平成 30 年度中に募集・審査を行うもの）に対する補助金から制度を開始する。

### 2 第 1 回市民協働審議会の委員意見とその対応

|   | 委員意見   | 対 応   |
|---|--|---|
| 1 | 補助制度の見直しにあたっては、寄附文化の促進と、市民の活動を市民の寄附で支えていくという啓発の部分については残したうえで、統合していくのがよい。                     | 特定の団体・分野を希望する寄附が一定数あることも踏まえ、特定非営利活動法人補助金（団体・分野希望寄附分補助）については、今後も継続することとし、制度体系（案）を作成した。 |
| 2 | 他都市と比較すると補助上限額 50 万円が破格であることは理解できるが、これまでは 40 万円、50 万円交付した団体もある。過去の平均交付額ではなく、上限額を引き下げる根拠がほしい。 | 30 万円を超える補助額を交付した実績もあることから、上限額は引き下げないこととし、制度体系（案）を作成した。                               |
| 3 | 応募金額等により審査方法を簡易にすることは良いが、申請書類で公益性をうまく表現できない団体にも申請しやすくなる方策が必要である。                             | 申請書類の提出を原則とするが、一定の配慮をする方策を検討する。   |

### 3 制度体系の具体（案）

（1）既存の補助金制度を下記の「（仮称）市民公益活動促進補助金」に再編する。

＜ 現行制度 ＞

＜ 見直し後 ＞

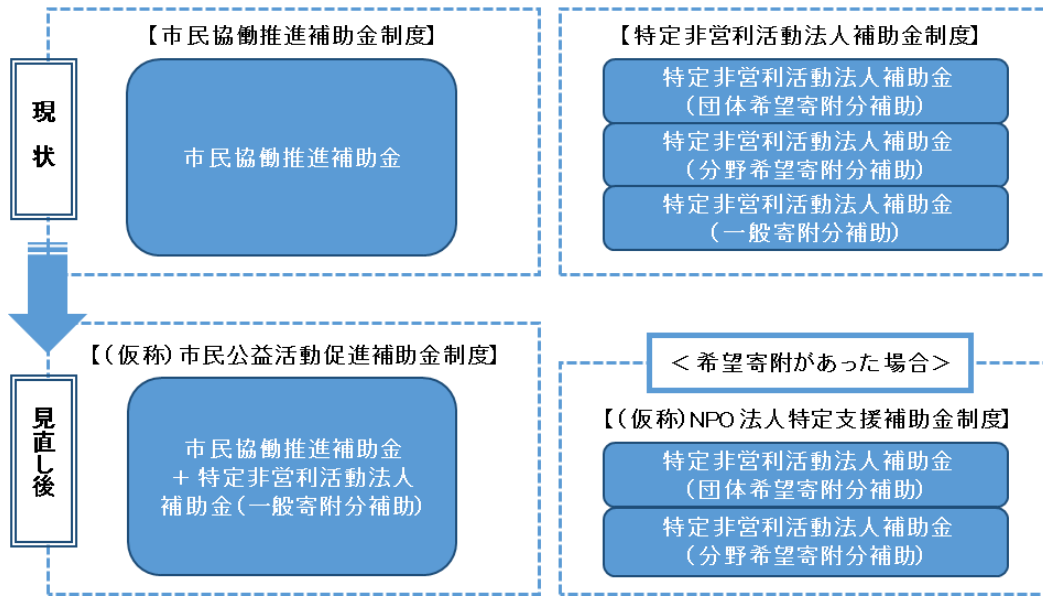
|       | 市民協働推進補助金                                | 特定非営利活動法人補助金（一般寄附分）        | （仮称）市民公益活動促進補助金                    |
|-------|--|----------------------------|------------------------------------|
| 制度趣旨  | 市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし個性豊かな地域社会を実現するため。 | 市民公益活動を行う特定非営利活動法人を支援するため。 | 市民公益活動の活性化を図ることを目的とする。             |
| 対象団体  | 市民公益活動団体全般（法人格の有無は問わない）                  | NPO 法人のみ（事前登録制）            | 市民公益活動団体全般（法人格の有無は問わない）            |
| 補助対象  | 事業費のみ                                    | 事業費のみ                      | 事業費のみ                              |
| 補助限度額 | 50 万円                                    | 10 万円                      | 50 万円                              |
| 補助率   | 補助対象経費の 80% 以内                           | 補助対象経費の 80% 以内             | 補助対象経費の 80% 以内                     |
| 審査方法  | 公開プレゼン<br>書類審査                           | 書類審査                       | 公開プレゼン<br>書類審査<br>（回数・金額に応じて簡易にする） |
| 回数制限  | 同一事業で 3 回まで                              | 同一事業で 5 回まで                | 同一事業で 3 回まで                        |
| 財源    | 一般財源                                     | NPO 支援基金（一般寄附）             | NPO 支援基金（一般寄附＋一般財源拠出）              |
| 予算総額  | 概ね 2, 310 千円以内                           | 概ね 1, 300 千円以内             | 概ね 3, 610 千円以内                     |

（2）特定の団体・分野への支援を希望する寄附があった場合

現状の特定非営利活動法人補助金（団体・分野希望寄附分補助）と同様の仕組みにより、対象の NPO 法人に補助金として交付する。

ただし、現行制度との混同を防ぐため、名称を「（仮称）NPO 法人特定支援補助金」に改める。

＜見直し前後の制度体系イメージ＞



4 (仮称) 市民公益活動促進補助金制度の仕組み (案)

- (1) 申込書類及び審査方法は、市民協働推進補助金に準じたものとする。
- (2) 申請回数または補助希望額に応じて、審査及び事務手順を簡易なものとする。
  - ① 1回目の補助金交付時は、公開プレゼンテーションを必須とする。
  - ② 応募内容が認知されている2回目・3回目の補助金交付時は、団体の負担軽減のため、補助希望額が20万円以下の団体については、公開プレゼンテーションを行わないものとする。
  - ③ 申請回数にかかわらず、補助金交付額が20万円以下の団体については、活動報告会での発表を行わないものとする。

＜回数・金額に応じて簡易なものとする審査・事務手続き (案)＞

| 審査・事務手順        | 現行制度        | (仮称) 市民公益活動促進補助金 |              |         |              |
|----------------|-------------|------------------|--------------|---------|--------------|
|                | 回数・金額による差なし | 1回目 (初めての申請)     |              | 2回目・3回目 |              |
|                |             | 20万円以下           | 20万1円～50万円以下 | 20万円以下  | 20万1円～50万円以下 |
| 公開プレゼンテーションの実施 | ○           | ○                | ○            | ×       | ○            |
| 書類審査           | ○           | ○                | ○            | ○       | ○            |
| 活動報告会への出席      | ○           | ×                | ○            | ×       | ○            |

## 市民公益活動を対象とする補助金制度実績

## 1 現行の補助制度における実績

(1) 応募件数 (補助金額ごと・査定前)

(件)

|      | 市民協働推進補助金 |            |            |            |            |          | 特定非営利活動法人補助金 |
|------|-----------|------------|------------|------------|------------|----------|--------------|
|      | ～10万円     | 10万1円～20万円 | 20万1円～30万円 | 30万1円～40万円 | 40万1円～50万円 | 各年度計     | 一般寄付分(～10万円) |
| 25年度 | 2 (2)     | 5 (4)      | 5 (3)      | 1 (1)      | 5 (4)      | 18 (14)  | 25 (25)      |
| 26年度 | 0 (0)     | 6 (2)      | 5 (3)      | 2 (1)      | 3 (1)      | 16 (7)   | 23 (9)       |
| 27年度 | 2 (1)     | 2 (0)      | 0 (0)      | 1 (1)      | 2 (1)      | 7 (3)    | 21 (6)       |
| 28年度 | 0 (0)     | 5 (4)      | 5 (5)      | 3 (3)      | 4 (3)      | 17 (15)  | 20 (4)       |
| 29年度 | 1 (1)     | 6 (3)      | 1 (0)      | 1 (0)      | 2 (2)      | 11 (6)   | 15 (1)       |
| 5年計  | 5 (4)     | 24 (13)    | 16 (11)    | 8 (6)      | 16 (11)    | 69 (45)  | 104 (—)      |
| 平均   | 1 (0.8)   | 4.8 (2.6)  | 3.2 (2.2)  | 1.6 (1.2)  | 3.2 (2.2)  | 13.8 (9) | 20.8 (—)     |

※ ( ) は、新規申込件数

(2) 交付件数 (交付額ごと・査定後)

(件)

|      | 市民協働推進補助金 |            |            |            |            |          | 特定非営利活動法人補助金 |
|------|-----------|------------|------------|------------|------------|----------|--------------|
|      | ～10万円     | 10万1円～20万円 | 20万1円～30万円 | 30万1円～40万円 | 40万1円～50万円 | 各年度計     | 一般寄付分(～10万円) |
| 25年度 | 2 (2)     | 3 (3)      | 3 (2)      | 3 (1)      | 0 (0)      | 11 (8)   | 25 (25)      |
| 26年度 | 2 (2)     | 4 (1)      | 2 (0)      | 1 (0)      | 2 (0)      | 11 (3)   | 23 (9)       |
| 27年度 | 1 (0)     | 2 (0)      | 0 (0)      | 1 (1)      | 1 (1)      | 5 (2)    | 21 (6)       |
| 28年度 | 4 (3)     | 5 (4)      | 5 (4)      | 0 (0)      | 0 (0)      | 14 (11)  | 20 (4)       |
| 29年度 | 2 (2)     | 6 (2)      | 1 (1)      | 1 (0)      | 1 (1)      | 11 (6)   | 14 (1)       |
| 5年計  | 11 (9)    | 20 (10)    | 11 (7)     | 6 (2)      | 4 (2)      | 52 (30)  | 103 (—)      |
| 平均   | 2.2 (1.8) | 4 (2)      | 2.2 (1.4)  | 1.2 (0.4)  | 0.8 (0.4)  | 10.4 (6) | 20.6 (—)     |

※ ( ) は、新規申込件数